

制定 平成2年3月30日 消企第217号  
消指導第313号  
最近改正 令和3年11月1日 消指第390号

## 消防ヘリコプター屋上緊急離着陸場等の設置指導について

### 1 緊急離着陸場等設置指導基準の策定趣旨

高層建築物の屋上部分に、救助など消防上の活動の拠点として、航空法に定める屋上ヘリポートとは異なる消防ヘリコプター緊急離着陸場等を設置させるため、行政指導の基準となる緊急離着陸場等設置指導基準（以下「基準」という。）を定めたものである。

### 2 設置指導事務推進上の基本方針

(1) 緊急離着陸場等の活用目的は、消防隊等の屋上からの屋内進入及びやむを得ず屋上に避難した者の救助等消防活動上の拠点とする。

よって、緊急離着陸場等の設置により屋上避難を積極的に指導するものではないことに留意すること。

(2) 緊急離着陸場等の設置は建築確認申請時の同意条件とはせず、設置指導にあたっては、関係者に対して緊急離着陸場等の必要性について十分に説明し、理解と協力を求めて行うものとする。ただし、各種法令の緩和や免除を行う上で、要件の一部として緊急離着陸場等を設置する場合を除く。

(3) 緊急離着陸場等の設置指導は、新設の建築物に対して行うものとする。

(4) 緊急離着陸場等の設置指導にあたっては、建築局等の関係局と十分な連携を図り、高層建築物等に関わる建築計画の早期把握に努め、指導の時機を失することがないよう配慮すること。

(5) 高層建築物の集合が予測される地域については、全体計画が作成されている場合はこの計画に十分配慮し、設置指導を行うものとする。

なお、全体計画が作成されていない場合は、原則として建設計画順に設置指導を行うものとする。

(6) 高層建築物の建設にあたって屋上に航空法で定めるヘリポートを設置する場合は、基準に基づく指導は行わないものとし、国土交通省交通局と協議等を行うように指導を行うものとする。

なお、昼間時のみの使用を予定している屋上ヘリポートについては、緊急離着陸場に必要とされる夜間照明設備の設置を指導し、緊急離着陸場としての活用を図るものとする。

(7) 設置指導にあたっては、建築物屋上の構造、利用形態及び周辺状況を勘案し、この指導基準を弾力的に運用すること。

### 3 事務処理要領（略）

### 4 運用上の留意事項について

#### (1) 第3条（設置対象物）について

ア 設置指導対象物は、進入区域、進入表面及び転移表面が確保されることをその前提条件とする。

イ 3次救急医療機関等を除く設置対象物のうち、はしご消防車を活用し、屋上からの進入、救助等の消防活動が可能な対象物については、緊急離着陸場等の設置指導対象から除外できるものとする。

#### (2) 第4条（設置区分）について、

ア 建築物の高さについては最高の高さとする。

イ 100メートル未満の高層建築物であっても第一義的には、緊急離着陸場の設置を指導すること。

ウ 100メートル以上の高層建築物で、屋上の広さ等から緊急離着陸場の設置が困難な対象物については、緊急救助用スペースの設置を指導すること。

#### (3) 第5条、第6条（緊急離着陸場等の設置基準）について

ア 着陸帯等の大きさは、緊急離着陸場については一辺20メートルの正方形、緊急救助用スペースについては一辺10メートルの正方形を原則とするが、建築物の形態によっては必ずしもその大きさが確保できないことが予測されることから、この場合にあっては、次によることができるものとする。

##### (ア) 緊急離着陸場

待避場所を同一床面上に確保できる場合は、長さ（進入区域に平行な辺）を17メートル以上とし、幅（進入区域に直角な辺）を、15メートル以上とする。

##### (イ) 緊急救助用スペース

転移表面が2分の1を確保できるものにあつては、長さ及び幅は、それぞれ6メートル以上とする。

イ 緊急離着陸場の着陸帯に表示する許容重量は、床面強度（短期荷重）を2.25で除した数値とすること（小数点以下第2位切捨て）。

\* 床面強度（短期荷重）は、活動想定機体の全備重量の2.25倍以上なので、実際の床面強度を2.25（安全率をみて）で除し、当該着陸帯が何tの機体重量まで着陸可能かを表示する。

ウ 進入方向、出発方向の表示については、これが同一直線上に設定できる場合これを省略することができるものとする。

エ Hマーク、Rマークの表示は、進入・出発方向に向け表示すること。

オ 着陸帯、Hマーク、Rマーク、認識番号等の表示は、黄色とするが、特に規格等は定めないので、床面色を考慮し、鮮明なものを選択するよう指導すること。

カ プラットホーム方式の緊急離着陸場を設置する場合は、床面をグレーチングすることは極力避けること。

キ 夜間照明設備は、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）に基づく照明設備の設置を指導すること。

ク 脱落転落防止施設については、通常床式の場合、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126条に基づく高さ1.1メートル以上の手すり壁等で兼用できるものとする。

ケ 燃料流出防止施設は、雨水排出口に直接蓋等を設置する方法でも差し支えないものとする。

コ 待避場所は、屋上広場と兼ねることができるものとする。

(4) 第7条（屋上出入口の構造等）について

3次救急医療機関にあつては、努めて屋上にエレベーターを着床させるよう指導すること。

(5) 第9条（維持管理）について

ア 署長は、緊急離着陸場等が設置された対象物について、常に屋上環境等が基準に適合するよう関係者に対し指導すること。

イ 夜間照明設備等の付帯設備は、半年ごとに機能点検を行うとともに、常時外観点検を実施するよう指導すること。

5 その他（略）

## 緊急離着陸場等設置指導基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、「高層建築物等におけるヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置推進について」(平成2年2月6日消防消第20号等消防庁消防課長等通知)に基づき、消防活動の有効性を確保するため、高層建築物の屋上に設置する緊急離着陸場等に関し、必要な事項を定めるものとする。

なお、本指導基準は、救助活動で使用する離着陸場等の基準であり、航空法第79条又は第81条ただし書に定める許可を受ける場合は、国土交通省交通局と協議等を行うこと。

### (定義)

第2条 この基準の用語の意義は、消防法(昭和23年法律第186号)、消防法施行令(昭和36年政令第37号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)、航空法(昭和27年法律第231号)及び航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)の例によるもののほか、次に掲げるところによる。

- (1) 緊急離着陸場 建築物の屋上で航空消防活動を行うヘリコプター(以下「緊急用ヘリコプター」という。)が離着陸する場所をいう。
- (2) 緊急救助用スペース 建築物の屋上で緊急用ヘリコプターがホバリングする場所をいう。
- (3) 3次救急医療機関等 救急医療対策事業実施要綱(昭和52年7月6日厚生省医発第692号)に定める救急救命センター及び大学病院をいう。

### (設置対象物)

第3条 緊急離着陸場又は緊急救助用スペース(以下『緊急離着陸場等』という。)の設置対象物は、建築物の高さが31メートルを超える建築物で建築基準法第34条の規定により非常用の昇降機の設置を要するもの又は3次救急医療機関等のうち、進入区域、進入表面及び転移表面が次の各号に定めるものすべてに該当する建築物とする。

- (1) 進入区域の長さが500メートル以上、幅が離着陸地点から500メートル離れた地点で200メートル以上確保できること。
- (2) 進入表面が直線の2方向に設定できること。ただし、進入表面が直線の2方向に設定できない場合は、90度以上の間隔を設けて進入表面が設定できること。
- (3) 進入表面の勾配は、緊急離着陸場を設置する場合は原則として8分の1以下、緊急救助用スペースを設置する場合は3分の1以下とし、当該表面上に物件等が突出していないこと。
- (4) 転移表面の勾配は、緊急離着陸場を設置する場合は原則として2分の1以下、緊急救助用スペースを設置する場合は1分の1以下とし、当該表面上に物件等が突出していないこと。
- (5) 緊急救助用スペースの設置について前2号の規定によりがたい場合は、進入表面及び転移表面を最高5メートルまで垂直上方に移行できるものとする。

### (設置区分)

第4条 前条の設置対象物には、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める緊急離着陸場を設置するものとする。

- (1) 建築物の高さが31メートルを超え100メートル未満の高層建築物緊急離着陸場又は緊急救助用スペース
- (2) 3次救急医療機関等及び建築物の高さが100メートル以上の高層建築物 緊急離着陸場

### (緊急離着陸場の設置基準)

第5条 緊急離着陸場は、次の各号に掲げる基準により設置するものとする。

(1) 着陸帯等

ア 着陸帯の長さ及び幅は、原則としてそれぞれ20メートル以上とすること。

イ 着陸帯には、オレンジ系夜光塗料又はビーズ入りのトラフィックペイントで着陸帯の境界線、Hマークの接地帯標識、許容重量（床面強度を2.25で除した重量）、認識番号及び進入方向、出発方向を別図1に基づき表示すること。

ウ 着陸帯の床面強度は、ラーメン及びスラブ設計ともに短期荷重とし、その荷重は活動想定機体の全備重量の2.25倍以上とすること。

エ 床面の構造は、次によること。

（ア）プラットホーム式又は通常床式として、床面は滑り防止策を施すこと。

（イ）床面の最大縦横こう配は2パーセント以下とすること。

(2) 夜間照明設備

ア 着陸帯の付近に進入表面及び移転表面に突出しない範囲で飛行場燈台を設置すること。また、飛行場燈台の形式は、白色若しくは白色及び緑色の回転又は閃光型とすること。

イ 着陸帯に埋込式又は地上型の境界燈を等間隔に8個以上設けること。ただし、境界燈を設置しがたい場合は、着陸区域照明燈4基を設置すること。

ウ 着陸帯から10メートル以内の区域で、こう配2分の1の表面から突出した避雷針等の夜間視認が困難な物件は、低光度航空障害燈を設置すること。ただし、低光度航空障害燈を設置しがたい場合は、夜光塗料を塗色すること。

エ 非常電源装置として連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備又はポータブル式発電機を設置すること。

オ 点灯方式は、防災センター等からの遠隔操作により、必要時に点灯できるものとする。

カ 電球、ヒューズ等の予備品を備えること。

キ 非常電源からの電線は、耐火構造とした主要構造部に埋設することその他これと同等以上の耐熱効果のある方法により保護すること。ただし、屋上に設置されたポータブル式発電機によるものについては、この限りでない。

(3) 脱落転落防止施設

緊急用ヘリコプターの脱落及び消防隊員、要救助者等の転落を防止するため、次の基準により脱落転落防止施設を設置すること。

ア 進入表面又は転移表面に突出しない構造であること。

イ 構造は、手すり壁、さく又は金網とすること。

ウ 高さは、40センチメートル以上とすること。

(4) 燃料流出防止施設

緊急用ヘリコプターの搭載燃料が流出した場合、雨水排水口に流れこまないよう、次の基準により燃料流出防止施設を設置すること。

ア ためます、側溝等を利用する方法とし、いずれの場合も1,000リットル以上の容量を確保できること。

イ ためます等が2か所以上ある場合の貯油量計算は、その合計容量とすること。

(5) 待避場所

屋上に緊急用ヘリコプターが接近した場合、要救助者等が待避する待避場所を次により設けること。

ア 待避場所は、緊急離着陸場の直近に設けること。ただし、緊急着陸場をプラットホーム式とした場合は、屋上部分とすることができる。

- イ 待避場所から緊急離着陸場に至る部分に段差がある場合は、容易に接近できるよう階段等を設けること。
- ウ 待避場所には、別図2に示す待避標識を表示すること。

(6) 消防用設備等

屋上には次により連結送水管及び消火器を設置すること。

- ア 連結送水管の放水口俵単口型とし、ホース2本以上、噴霧切替ノズル1本の放水用器具を備えた格納箱を設置すること。
- イ 消火器は、8リットル以上の泡消火器又は強化液消火器を1本以上設置すること。

(7) 連絡装置

着陸帯の直近に、防災センター等と連絡できる非常電話連絡装置を設置すること。

(緊急救助用スペースの設置基準)

第6条 緊急救助用スペースは、次の各号に掲げる基準により設置するものとする。

(1) 大きさ、構造等

- ア 緊急救助用スペースの長さ及び幅は、原則としてそれぞれ10メートル以上とすること。
- イ 緊急救助用スペースには、オレンジ系夜光塗料又はビーズ入りのトラフィックペイントで緊急救助用スペースの境界線、Rマークの標識、認識番号及び進入方向・出発方向を別図1に基づき表示すること。
- ウ 床面の強度は、通常床強度とすること。
- エ 床面の構造は、次によること。
  - (ア) プラットホーム式又は通常床式として、床面は滑り防止策を施すこと。
  - (イ) 床面の最大縦横こう配は、消防活動に影響しない程度の表面とすること。

- (2) 夜間照明設備、脱落転落防止施設、待避場所、消防用設備等及び連絡装置は、それぞれ前条第1項の基準に基づき設置すること。

〈屋上出入口の構造等〉

第7条 屋上の出入口は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 屋上の出入口は、避難階卑及び非常用の昇降機等と有効に通じていること。
- (2) 屋上の出入口の扉は、災害時に防災センター等で一括解錠できる施錠装置又は煙感知器等の作動により連動して解錠する自動解錠装置を設置すること。
- (3) 階段室の屋上部分には、附室、前室等緩衝空間を設置すること。
- (4) 3次救急医療機関等の屋上出入口は、担架が通行できるように必要な幅員を確保すること。

(排煙排出口の配置)

第8条 機械排煙設備の排出口は、排出された煙が消防活動や避難の支障とならないよう配置すること。

(維持管理)

第9条 緊急離着陸場等に係る各施設については、消防活動を行う際に有効に活用できるよう適正に維持管理すること。

(基準の特例)

第10条 緊急離着陸場等の設置については、消防局長又は消防署長が防火対象物の位置、構造及び設備等の状況から判断して、この基準によらなくとも消防活動上支障ないと認めるときは、この基準によらないことができるものとする。

(図書の提出)

第11条 緊急離着陸場等を設置するときは、次の各号に掲げる図書を各3部提出すること。

- (1) 緊急離着陸場等設置届出書(第1号様式)
- (2) 案内図

- (3) 配置図 (1/500以上)
- (4) 各階平面図 (1/500以上)
- (5) 進入表面、転移表面の水平投影図  
(建築物の屋上内に係るもの 1/200以上、全体図 1/1,000以上)
- (6) 進入表面、転移表面の断面図  
(建築物内に係る部分 1/200以上)
- (7) 夜間照明設備、緊急離着陸場等の消防用設備等の配置図
- (8) 構造計算書 (緊急離着陸場に限る。)

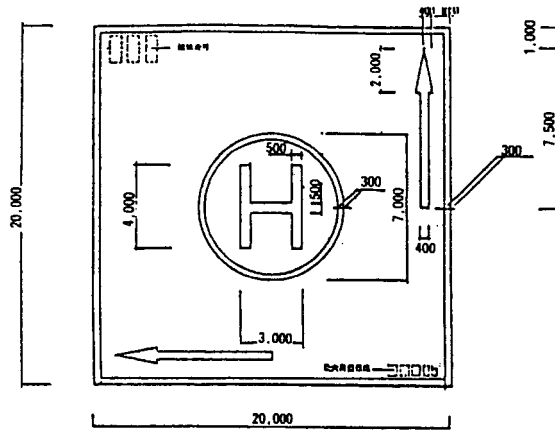
**附則**

この基準は、平成2年4月1日から施行する。

別図 1

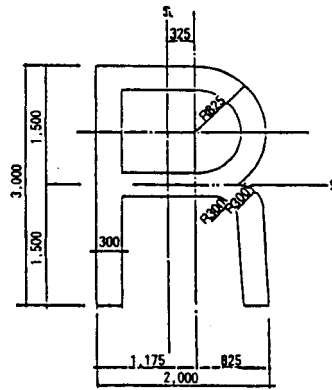
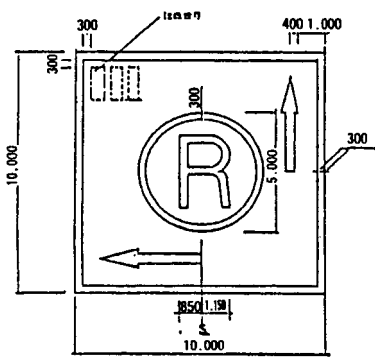
(単位は、ミリメートル)

緊急避難指示

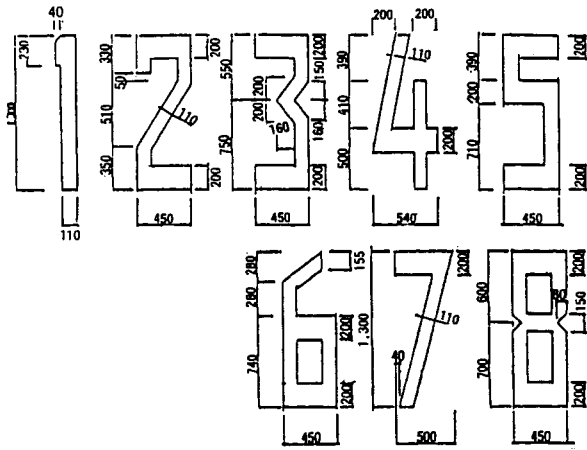


\*原則として、南方向から読みとる表示とする。

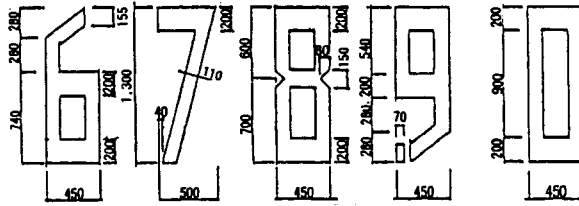
緊急出口指示



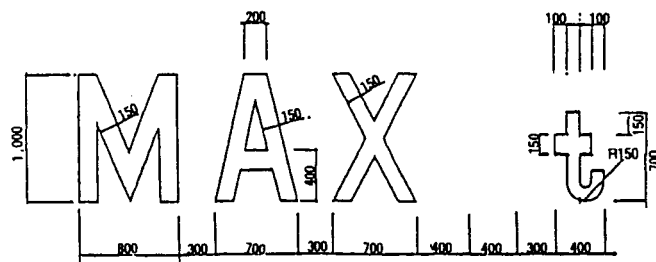
避難経路



\*数字の間隔は、30センチメートルとする。



許容重量



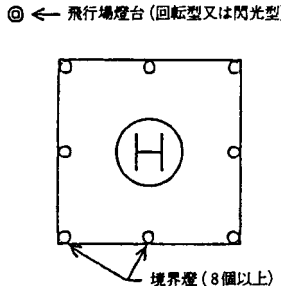
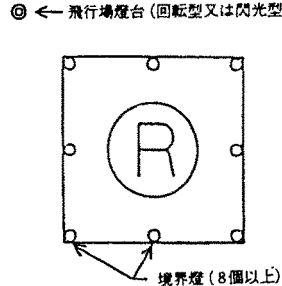
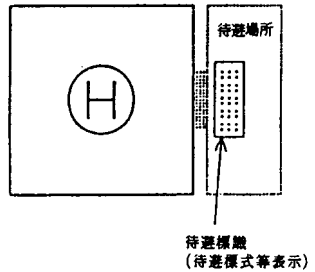
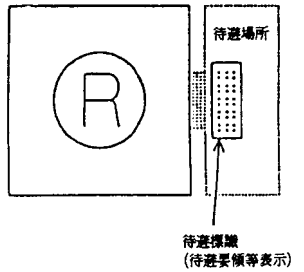


緊急離着陸場設置指導基準及び図解

項目	施設	緊急離着陸場		緊急救助用スペース	
		基準	図解	基準	図解
制限表面	進入区域の長さ及び幅	長さは500m以上で、幅は着陸帯から500m離れた地点で200m以上を確保できること。			
	進入表面の設定方向	原則として直線の2方向とすること。ただし、直線の2方向に設定できない場合は、90度以上の間隔を設けて設定できる。			
	進入表面のこう配	進入区域上にこう配8分の1以下として設定し、当該表面上に物件等が突出していないこと。			
	転移表面	進入表面の両側にこう配2分の1以下として右図に示すとおり設定し、当該表面上に物件等が突出していないこと。			
着陸帯等	大きさ	原則として20m×20m以上とすること。			
	強度	短期荷重として捉え、活動想定機体の全備重量×2.25倍以上とすること。			
	構造	プラットフォーム式又は通常床式とし、床面は滑り防止策を施すこと。			
	こう配	最大縦こう配は2%以下とすること。			
	標識及び認識番号等の表示	着陸帯の境界線及びHマークの標識並びに着陸帯内に認識番号、許容重量及び進入方向・出発方向を黄色（夜光塗料等）で表示すること。ただし、進入方向・出発方向を同一方向に設定した場合は、この表示を省略することができる。			

\* 許容重量は活動想定機体の全備重量【床面強度を2.25で除した重量（小数点以下第2位切り捨て）を表示する。】

緊急離着陸場設置指導基準及び図解

項目	施設	緊急離着陸場		緊急救助用スペース	
		基準	図解	基準	図解
夜間照明設備 (非常用電源付)	飛行場燈台	着陸帯の付近で進入表面及び転移表面上突出しない位置に、飛行場燈台を設置すること。 (白色または白と緑色の回転型または閃光型)	 <p>◎ ← 飛行場燈台(回転型又は閃光型)</p> <p>境界燈(8個以上)</p>	 <p>◎ ← 飛行場燈台(回転型又は閃光型)</p> <p>境界燈(8個以上)</p>	
	境界燈	着陸帯に、埋込式または地上式の境界燈を等間隔に8個以上設置すること。(境界燈を設置しがたい場合は、着陸区域照明燈を4基設置すること。)			
	障害燈	着陸帯から10m以内の区域で、こう配2分の1の表面から突出した、避雷針等の夜間視認が困難な物件に設置すること。(夜間塗料でもよい。)			
	非常電源装置	連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備又はポータブル式発電機を設置すること。			
脱着転落防止施設等	脱着転落防止施設	航空機の脱着及び要救助者等の転落を防止するための施設を設置すること。また、当該施設は進入表面又は転移表面から突出しない構造であること。			
	燃料流出防止施設	航空機の搭載燃料が流出した場合、雨水排水口に流れ込まない構造とすること。(ためます、側溝等を利用する方法とし、1000L以上の許容量を確保する。)			
	待避場所	屋上にヘリコプターが接近した場合に、要救助者が待避する場所を設け、待避要領を表示すること。	 <p>待避場所</p> <p>待避標識 (待避標式等表示)</p>	 <p>待避場所</p> <p>待避標識 (待避要領等表示)</p>	
	消防用設備等	連結送水管及び消火器を設置する。(注)			
	連絡装置	着陸帯直近に防災センター等と連絡できる非常電話等を設置すること。			
その他	屋上出入口の構造等	屋上出入口は、避難階段、非常用EV等と有効に通じていること。また、出入口の扉はセンター等で一括解錠できる装置又は煙感知器等と連動して解錠できる装置を設置すること。			
	排煙排出口	排煙口は、排出された煙が消防活動や避難に支障とならない位置に配置すること。			

(注) 連結送水管の放水口に直近は、噴霧切替ノズル1本、ホース2本以上を備えた格納箱を設置すること。また、消火器は8L以上の泡消火器又は強化液を1本以上設置すること。

## 緊急離着陸場等設置届出書

年 月 日

横浜市消防局長

届出者 住所

電話

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

緊急離着陸場等の設置計画について、次のとおり届け出ます。

建築物の名称			
所在地			
設計者 名称・所在地	TEL 担当		
施工者 名称・所在地	TEL 担当		
建築物の 構造・規模等	用途		構造
	面積	建 <span style="margin-left: 100px;">m<sup>2</sup>、延</span> <span style="float: right;">m<sup>2</sup></span>	
	階数		最高高さ(軒高) <span style="float: right;">m ( m)</span>
消防用設備等 (主なもの)			
その他	1 屋上部分に直通する階段数	( )	
	2 屋上部分の非常用EV着床の有無	( )	
	3 屋上部分の扉の解錠方法		
* 受付欄	* 種別	* 認識番号	
	1 緊急離着陸場 2 緊急救助用スペース	認識番号は、  です。	

(注意) 1 関係図書(案内図、配置図、各階平面図、進入表面及び転移表面の水平投影図、進入表面及び転移表面の断面図、夜間照明設備及び緊急離着陸場の消防用設備等の配置図並びに構造計画書)を添付してください。

2 \*印の欄は、記入しないでください。

緊急用ヘリコプターが接近したら  
この場所に待避してください。

- (備考) 1 標識の大きさは、横125センチメートル、縦35センチメートルとする。
- 2 文字の大きさは、7.5センチメートル角の丸ゴシックとする。
- 3 標識は、白地に赤枠とし、文字は赤色とする。
- 4 標識の材質は任意とする。